

《 参 考 資 料 1 》

**タクシー「サービス向上」「安心利用」
推進法推進法（特定地域における一般乗用旅
客自動車運送事業の適正化及び活性化に関す
る特別措置法等の一部を改正する法律）
による制度変更のポイント**

協議会の移行について

改正法施行前の特定地域において組織されている協議会については、改正法附則第3条の規定により、改正法第8条第3項（構成員の任意加入・脱退規定）に適合しているもの限り、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなされることとなるため、改正法施行前までに協議会の設置要綱を改正し、構成員の加入脱退の任意性を担保することが必要。

東京の各タクシー協議会では、改正法施行前の1月24日に設置要綱の改正を行う。



タクシー「サービス向上」「安心利用」推進法による制度変更のポイント

特措法

旧

新

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

原則

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：届出制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）

期間3年

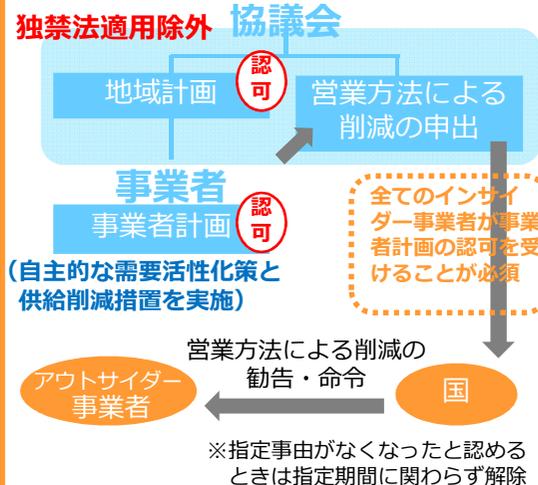


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

特定地域（大臣指定・運審諮問）

- ◆ 新規参入・増車：禁止
- ◆ 強制力ある供給削減措置
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年

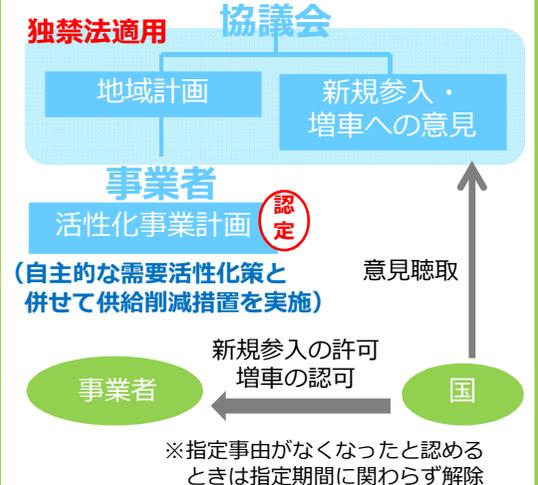


※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

準特定地域（大臣指定）

- ◆ 新規参入：許可制
- ◆ 増車：認可制
- ◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）

期間3年



※指定事由がなくなったと認めるときは指定期間に関わらず解除

タク特法

全国	指定地域 (政令で指定)	特定指定地域 (政令で指定)
—	登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕

全国	指定地域 (告示で指定)	特定指定地域 (告示で指定)
登録制 〔講習〕	登録制 〔試験〕	登録制 〔試験〕

道路運送法

◆ 過労運転防止措置の義務付け

過労運転の防止に関する規定を省令から法律に引き上げ

◆ 事業者に対する適正化事業の実施

貨物自動車運送事業法と同主旨の規定を整備

特定地域と準特定地域において講じられる措置

特定地域		準特定地域
<p>任意</p> <p>認可制（2/3以上の同意要件あり）</p> <p>特定地域計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項</p> <p>任意記載事項 活性化措置に関する事項</p>	<p>協議会設置</p> <p>協議会が作成する地域計画</p>	<p>任意</p> <p>認可・認定なし（1/2以上の同意要件あり）</p> <p>準特定地域計画</p> <p>必須記載事項 活性化事業に関する事項</p>
<p>認可制（実施命令制度あり）</p> <p>事業者計画</p> <p>必須記載事項 供給輸送力の削減に関する事項 活性化措置に関する事項 （特定地域計画において実施主体とされた事業者のみ）</p>	<p>事業者が作成する計画</p>	<p>任意（認定申請可・認定を受けた場合には実施勧告制度あり）</p> <p>活性化事業計画</p> <p>必須記載事項 準特定地域に規定された活性化事業に関する事項</p>
<p>あり</p>	<p>独禁法適用除外</p>	<p>なし</p>
<p>あり</p>	<p>アウトサイダー事業者への営業方法の制限勧告・命令</p>	<p>なし</p>
<p>禁止</p>	<p>新規参入</p>	<p>許可制</p> <p>※供給過剰とならないかどうかの基準を追加</p>
<p>禁止</p>	<p>増車等</p>	<p>届出制→認可制</p> <p>※供給過剰とならないかどうか、収入状況・法令遵守の状況等の基準を追加</p>
<p>あり</p>	<p>公定幅運賃</p>	<p>あり（特定地域と同じ）</p>

協議会ガイドラインのイメージ①（案）

協議会の構成員（案）

協議会の構成員は、次に掲げるものとする（括弧内は例）。

1. ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
2. タクシー事業者等（社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
3. 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
4. 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
5. 鉄道事業者、バス事業者等（○○株式会社）
6. 学識経験者（○○大学教授○○）
7. ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
8. ○○都道府県公安委員会
9. （その他協議会が必要と認める者を列記）

特定地域計画に記載する供給削減パターン例（案）

地域毎の実情に応じ、以下のいずれかのパターンを参考として、協議会の合意により柔軟に定めることができる。

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン3	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	○○○両以上の事業者 X%減車	○○両以上の事業者 ○両の減車＋ Y%営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

注) 上記をベースとして現行特措法時の減車実績に応じ、減車又は営業方法の制限に係る割合を引き下げることができる。

協議会ガイドラインのイメージ②（案）

特定地域計画に関する合意の方法（案）

特定地域計画に関する合意の方法は、次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。

構 成 員

1. 関係地方公共団体の長が全て合意していること。
2. 計画の作成に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の2 / 3 以上であること。
3. 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
4. その他協議会の構成員が種別ごとに2 / 3 以上が合意していること。
5. 構成員のうち計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。

大 手 事 業 者

- 計画の作成に合意した大規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以上）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

中 小 事 業 者

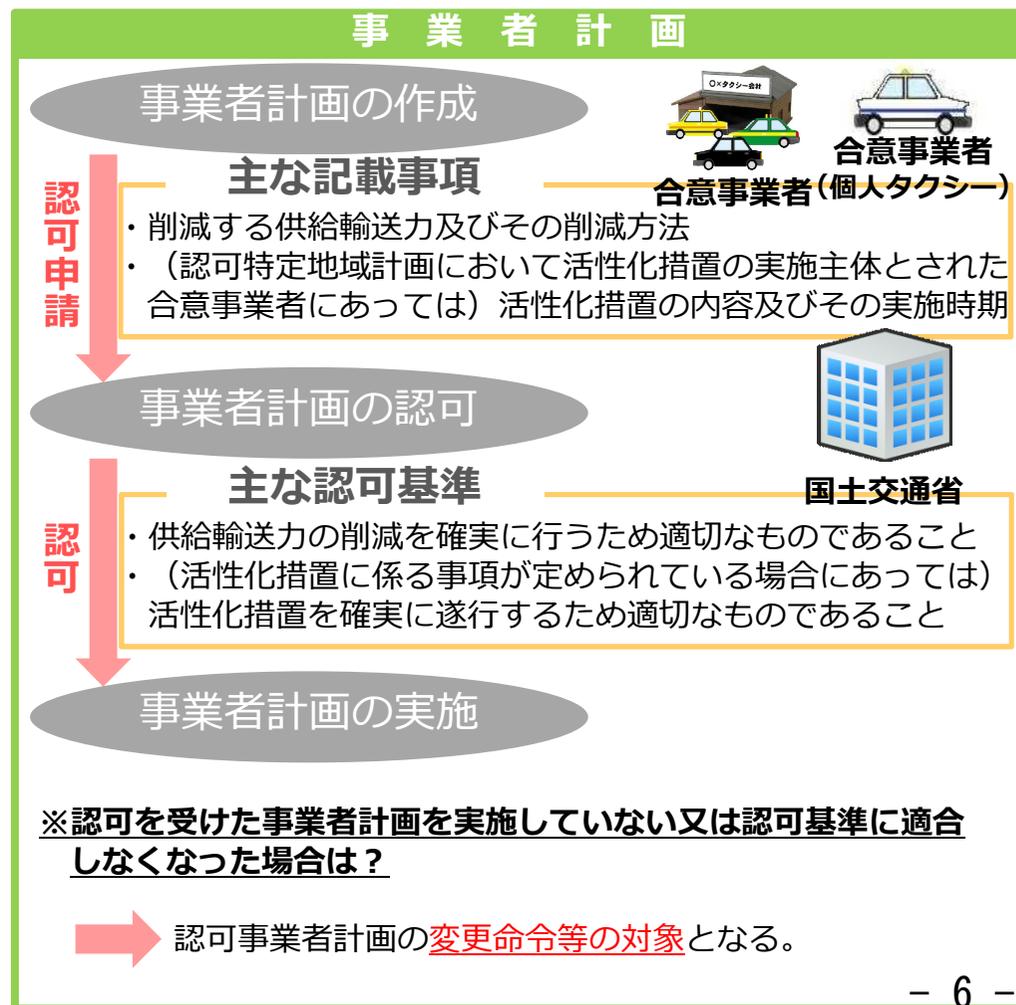
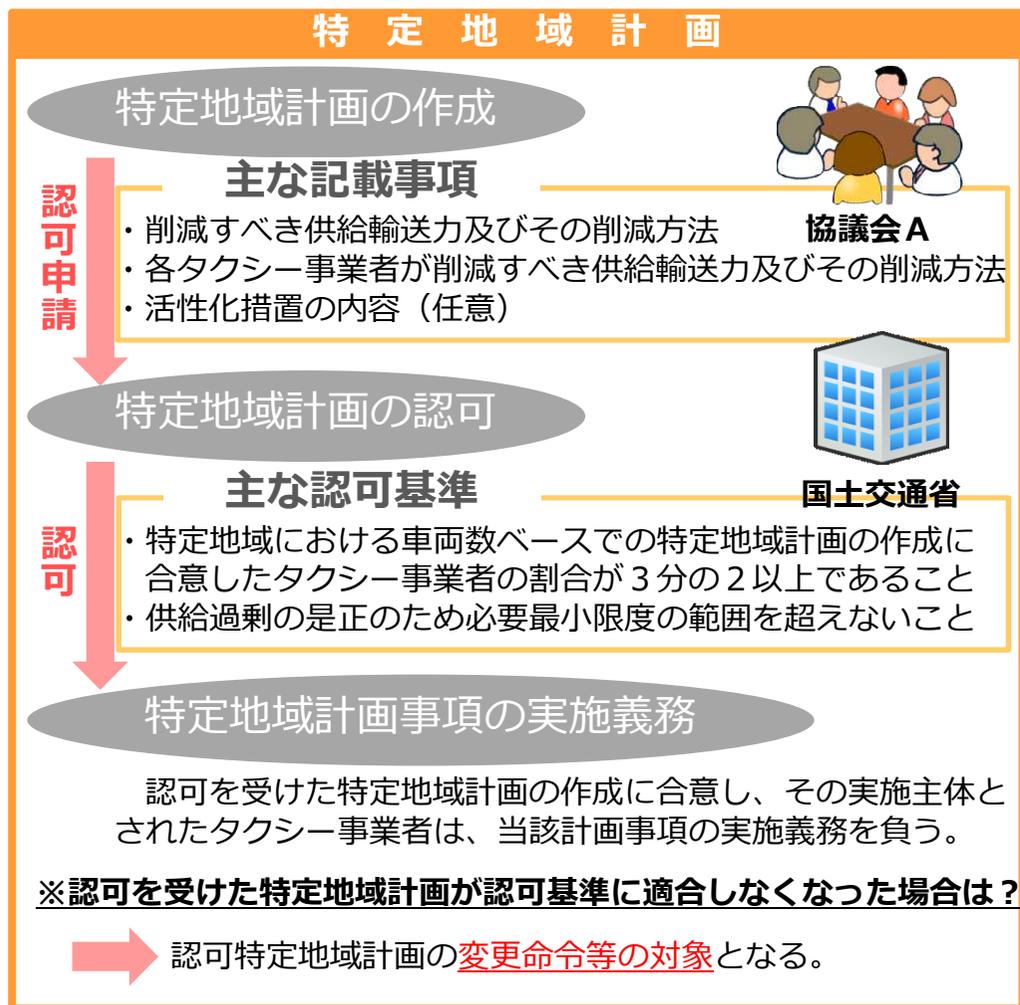
- 計画の作成に合意した中小規模タクシー事業者（保有車両台数〇〇両以下）が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

個 人 事 業 者

- 計画の作成に合意した個人タクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。

特定地域計画・事業者計画について

- 供給過剰の解消を図り、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、**協議会**に対し、当該特定地域において削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「特定地域計画」の作成を義務づけ（特定地域計画には活性化を推進するための「活性化措置」に関する事項を定めることが可能）
- 特定地域計画の作成に合意した事業者**に対し、各合意事業者が削減すべき供給輸送力及びその方法を定めた「事業者計画」の作成を義務づけ
- 国土交通大臣の認可を受けた特定地域計画及び当該計画に基づいてする行為は、**独占禁止法の適用除外**



営業方法の制限による供給輸送力の削減勧告・命令について

勧告が発動される場合

形式要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した事業者以外の事業者の事業活動により、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されている事態が存する場合
- ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することに支障が生ずると認めるとき

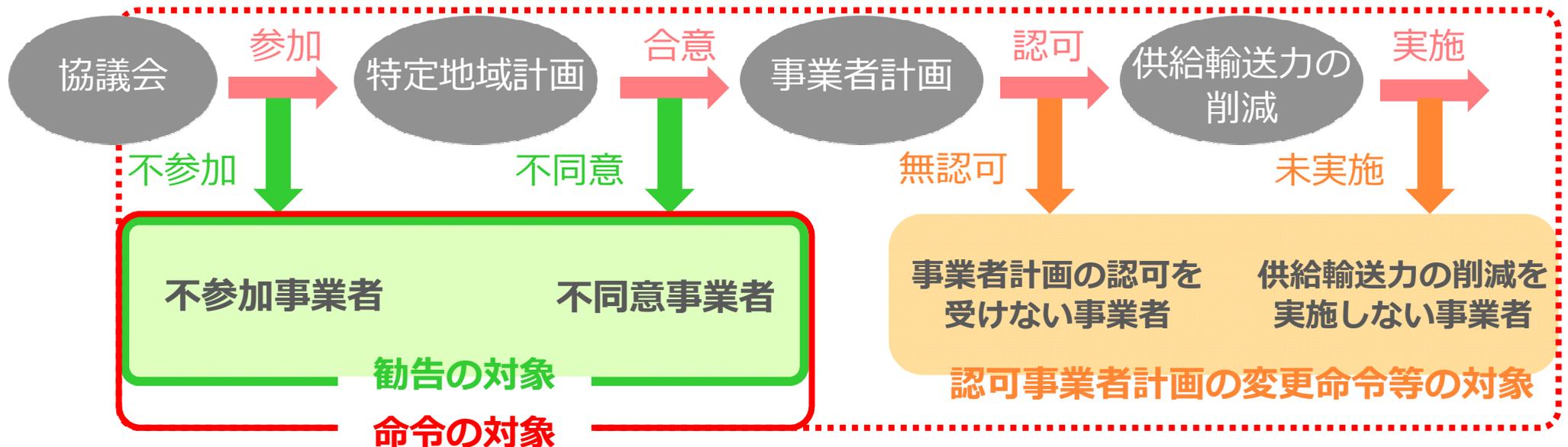
命令が発動される場合

形式要件

- ◆ 認可特定地域計画に合意した全ての事業者が事業者計画の認可を受けた場合
- ◆ 認可特定地域計画を作成した協議会から申出があったとき

実質要件

- ◆ 次のいずれかに該当する事態が存する場合
 - ① 認可特定地域計画に合意した事業者以外の者の事業活動により一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進が阻害されていること
 - ② 認可特定地域計画に合意した事業者のみの供給輸送力の削減では、一般乗用旅客自動車運送事業の適正化を推進できないこと
- ◆ このような事態を放置しては一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能の発揮に著しい支障が生ずると認めるとき



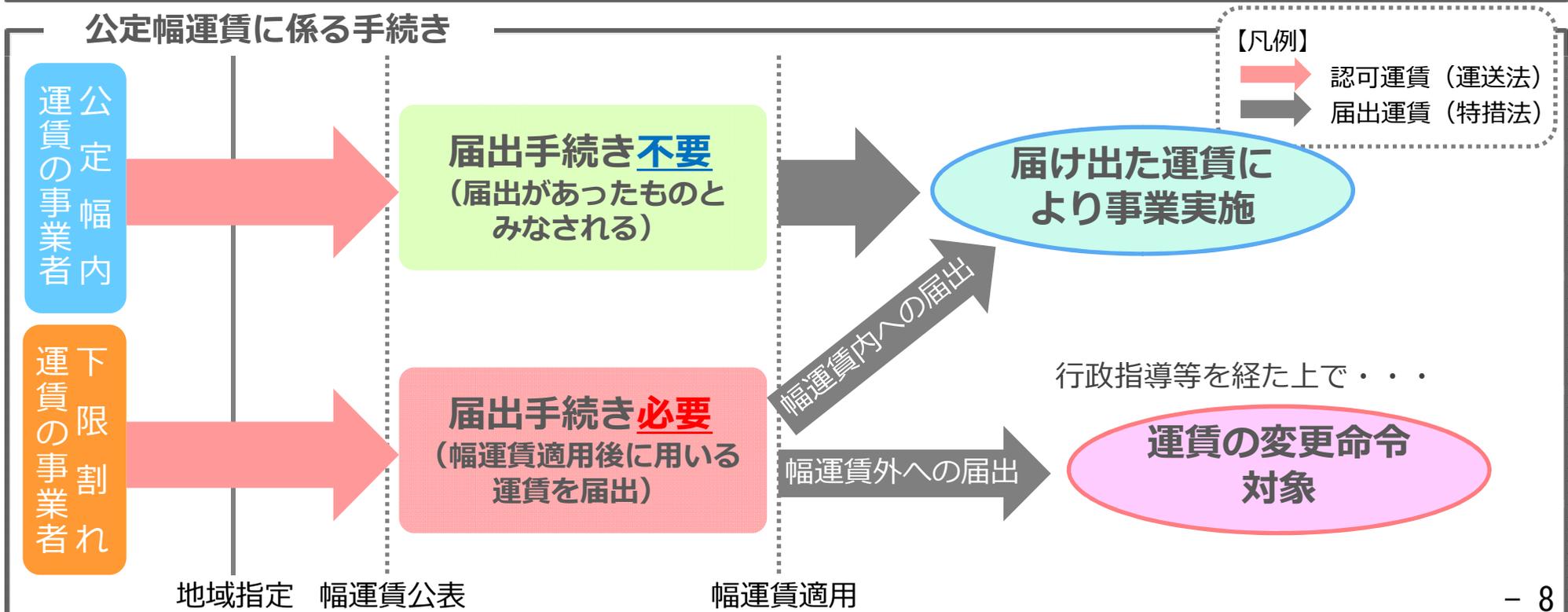
公定幅運賃制度について

- ・「公定幅運賃」の範囲は、地方運輸局長が、標準的な事業者のデータを基に算出し公表。
- ・「公定幅運賃」の範囲外である届出運賃は変更命令の対象。
- ・公定幅運賃制度の対象外となる運賃の認可に際しては、公定幅運賃制度との整合性を審査。

公定幅運賃の対象

- 基本運賃及びこれに準ずるものが対象。
- 総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内でない割引運賃は、事実上基本運賃に当たるため、運賃の変更命令の対象。
- 定額運賃については、公定幅運賃により算定。
- いわゆる都市型ハイヤーを除くハイヤーに係る公定幅運賃については、タクシーの公定幅運賃の下限以上という公定幅運賃を設定。

公定幅運賃に係る手続き



独占禁止法の適用関係について（通知文書に記載する内容）

法律の関係条文

通知文書に記載する内容

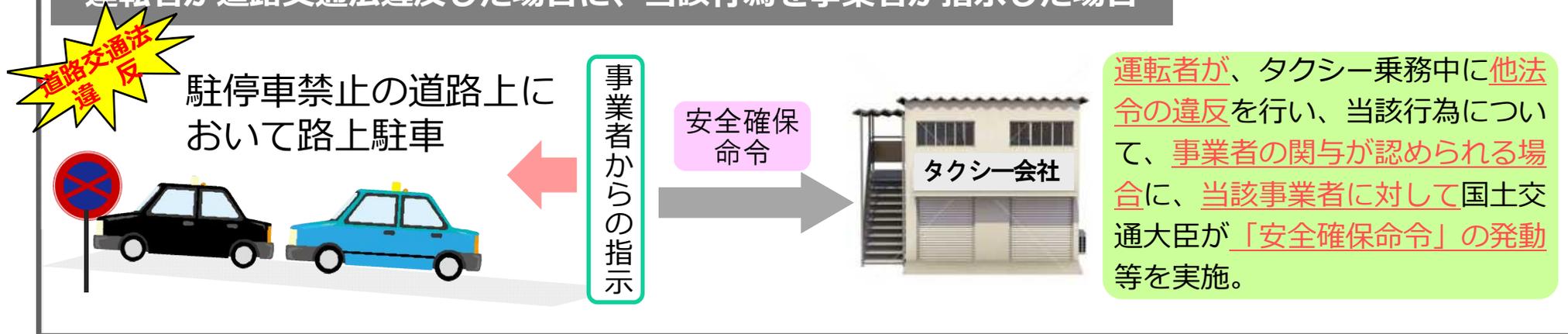
特 定 地 域	適用除外法	<p>（特措法第8条の4第1項） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律…の規定は、認可特定地域計画及び認可特定地域計画に基づいてする行為には、適用しない。</p>	<p>以下の行為は、独占禁止法が適用されない。</p> <p>①認可特定地域計画に基づき、事業者が他の事業者と相談して、事業者計画を作成する行為 ②認可事業者計画に基づき、事業者が減車等の供給輸送力の削減を実施する行為</p>
定	な問題と上	—	<p>協議会に参加する事業者が特定地域計画を策定するにあたって減車等の供給輸送力の削減等について協議を行う行為は、独占禁止法上問題とならない。</p>
地 域	問題となる上	<p>（特措法第8条の4第1項） ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。 一 不公正な取引方法を用いるとき 二 一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより旅客の利益を不当に害することとなるとき 三 第八条の六第四項の規定による公示があった後一月を経過したとき</p>	<p>以下の行為は、独占禁止法上問題となる。</p> <p>①減車を行わない事業者に共通乗車券の利用を拒絶する行為 ②過剰な減車を行うことにより、利用者を獲得しようとする事業者間の競争が実質的に制限された結果、例えば、深夜時間帯、特定の曜日などにおいてタクシーを利用することが著しく困難になる場合 ③事業者が他の事業者と相談して、認可特定地域計画に基づく内容とは異なる減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為</p>
準 特 定 地 域	な問題と上	<p>（特措法第11条第3項） 活性化事業計画には、活性化事業と相まって…譲渡又は譲受け…合併または分割、一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の削減その他経営の合理化に資する措置として国土交通省令で定めるもの（以下「事業再構築」という。）…を定めることができる。</p>	<p>事業者がその自主的な判断に基づき、単独で活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、独占禁止法上問題とならない。</p> <p>事業者が他の事業者と相談して、活性化事業計画を作成し、減車等の供給輸送力の削減等を実施する行為は、独占禁止法上問題となる。</p>
公 定 幅 運 賃	な問題と上	<p>（特措法第16条） 国土交通大臣は…協議会の意見を聴いて、…旅客の運賃…の範囲を指定し…公表しなければならない。</p>	<p>以下の行為は、独占禁止法上問題とならない。</p> <p>①協議会として公定幅運賃に関する国土交通大臣への意見を取りまとめるために事業者が協議を行う行為 ②事業者が他の事業者と相談・連絡をすることなく、運賃の届出をする行為</p>
	と問題となる上	<p>（特措法第16条の4第1項） …一般乗用旅客自動車運送事業者は…旅客の運賃を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。</p>	<p>事業者が他の事業者と連絡を取り合い共同して運賃を決定し、届出をする行為は、独占禁止法上問題となる。</p>

その他改正事項について

- ・ 運転者が他法令に違反した場合において、当該違反行為がタクシー事業者の責に帰すべき理由があるときは、安全確保命令を発動。
- ・ 特措法に基づく供給輸送力の削減対象から、福祉タクシー及び都市型ハイヤーを除外。

輸送の安全を確保するための措置等

運転者が道路交通法違反した場合に、当該行為を事業者が指示した場合



都市型ハイヤー等について供給輸送力の削減対象からの除外

特措法に基づく供給輸送力の対象

特措法に基づく供給輸送力の対象から次の事業及び車両を除外。

- ① 福祉タクシーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業及び専ら障害者等及びその付添人の運送の用に供する車両
- ② ハイヤーを使用して行う一般乗用旅客自動車運送事業のうち、契約形態等に照らしてタクシー事業と著しく異なる形態で行われるもの（都市型ハイヤー）及び専ら当該事業の用に供する車両

タクシー業務適正化特別措置法の改正について

平成27年10月1日施行

- ・タクシーの運転者登録制度を全国に拡大する。
- ・指定地域における登録は、一定の経歴又は輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験の合格を要件とし、指定地域以外の地域では、講習の受講のみで登録できることとする。

タクシー運転者登録制度の全国拡大

法人タクシーに対し、各地域ごとに設けられた原簿に登録を受けている者（登録運転者）以外の乗務禁止や登録タクシー運転者証の表示を義務づけるタクシー運転者登録制度を全国全ての地域において実施し、個人タクシーに対しては、個人タクシー事業者乗務証の表示を全国全ての地域において義務付け。

現在のタクシー運転者登録制度の対象（指定地域）

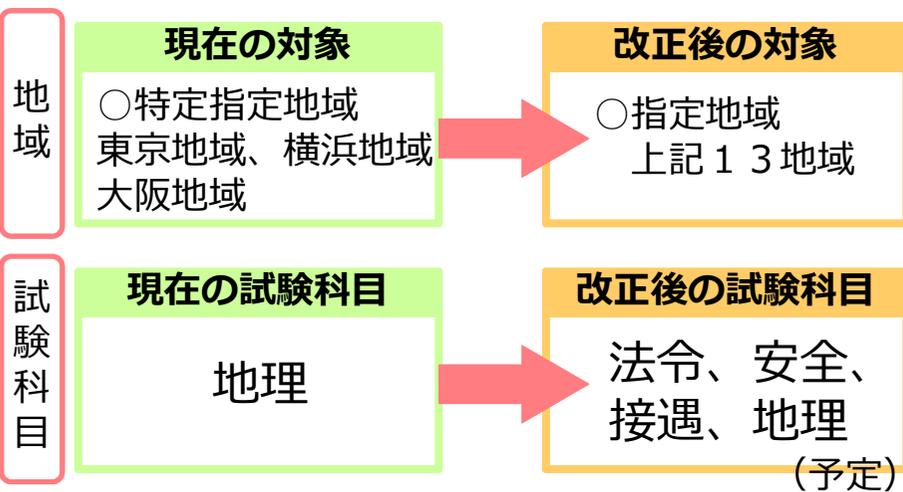
札幌地域、仙台地域、さいたま地域、千葉地域、東京地域、横浜地域、名古屋地域、京都地域、大阪地域、神戸地域、広島地域、北九州地域、福岡地域の13地域のみ

改正後においては…

全国において
実施

試験制度の見直し

試験制度について、試験を実施する地域及び試験科目を以下のとおり拡充する。



地域別の規制の適用

	運転者登録	講習	試験 運転経歴	適正化 機関	乗禁地区 指定
特定指定地域	○	○	○	○	○
指定地域	○	○	○ →	×	×
単位地域	○ →	○ →	×	×	×

…今回の法改正に伴い、新たな対応が必要な箇所

道路運送法の改正について

- ・ 運転者の過労運転防止のために、事業者に対して必要な措置を講ずることを法律上明確化。
- ・ 旅客自動車運送適正化事業を創設し、民間団体等による事業者への法令遵守に関する指導等を実施。

運転者の過労運転防止の明確化

輸送の安全確保のために運転者の過労運転防止は極めて重要であることから、事業者が必要な措置を講ずることを明記。

旅客自動車運送適正化事業の創設

違法行為を防止するため、民間団体等による事業者への指導等を行う事業

- ・ 道路運送法第43条の2により、旅客自動車運送に関する秩序の確立に資することを目的とした一般社団法人又は一般財団法人を「旅客自動車運送適正化事業実施機関」に指定

民間団体等の
自主的な活動

輸送の安全阻害行為の防止、法令遵守に関する指導等を通じ、旅客自動車運送に関する秩序の確立を図る

国土交通省地方運輸局・運輸支局

- (道路運送法第94条ほか)
- 事業者に対する報告聴取
 - 事業者に対する立入検査・質問聴取
 - 法令違反を行った事業者に対する行政処分・改善指導

監査担当職員：342名（平成25年度）

適正化事業実施機関

- (道路運送法第43条の3)
- 法令遵守に関する事業者への指導
 - 無許可営業防止のための啓発活動
 - 事業の秩序確立に向けた啓発・広報活動
 - 旅客からの苦情の処理
 - 行政機関への報告

指定

連携

協力

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長
(公印省略)

特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考
え方について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第8条の規定により組織される特定地域及び準特定地域の協議会について、その設置及び運営並びにそこでの合意が円滑に図れるよう（別紙）のとおり「特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン」を作成したので、関係者とも連携を図りつつ、特定地域及び準特定地域の協議会の制度を活用して一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化が効果的に推進されるよう遺漏なきを期されたい。

また、当該ガイドラインでは、特定地域及び準特定地域の協議会の設置を円滑に促進する等の観点から、（別添）のとおり「協議会設置要綱（モデル要綱）」を提示することとしたので、特定地域及び準特定地域の協議会の運用の参考にされたい。

なお、本件については、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般社団法人全国個人タクシー協会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドライン

I. 準特定地域における協議会

1. 協議会の目的

準特定地域の協議会（以下「準特定地域協議会」という。）は、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置するものとする。準特定地域協議会は、準特定地域において一般乗用旅客自動車運送（法第2条第3項に規定する一般乗用旅客自動車運送。以下「タクシー」という。）が地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 準特定地域協議会の設置及び運営

(1) 準特定地域協議会は、1つの準特定地域につき、1つ設置するものとする。

(2) 準特定地域協議会の設立に当たっては、原則として、法第8条第1項に掲げる者が連携して設立準備会を立ち上げることとし、当該設立準備会が準特定地域協議会設立の主導的な役割を担うものとする（準特定地域の指定が地方公共団体の長の要請により行われた場合にあっては、当該地方公共団体の長は、積極的に設立準備会に参加することが望ましい。）。

なお、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「旧法」という。）第3条第1項の規定により特定地域に指定されていた地域にあっては、原則として、旧法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）を設立準備会として活用するものとする。

また、法第3条の2第1項の規定により準特定地域の指定を受けた際現に、法第8条第3項の基準に適合する旧協議会にあっては、同条第1項の規定により組織された協議会としてみなす。

(3) 準特定地域協議会は、設立時に設置要綱を定めるものとし、当該設置要綱の原案は設立準備会が作成するものとする。

なお、改正法附則第3条の規定によりみなされた協議会にあっては、設置要綱を見直しするものとする。

(4) 設立準備会は、準特定地域協議会の設立前に、準特定地域協議会を設立する期日とともに準特定地域協議会を設立する旨を公表するものとする。適切な公表手段を有する者が設立準備会の構成員となっていない場合は、地方運輸局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）へ準特定地域協議会

を設立する旨を報告し、地方運輸局長により公表するものとする。

なお、当該事項に限らず、協議会が公表を行うべき事項等については、同様の取扱いをすることは差し支えないものとする。

- (5) 準特定地域協議会設立時の手続は次に掲げる順によるものとする。
 - ① 法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員による設置要綱の承認
 - ② 準特定地域協議会の役員の選出
 - ③ ①②に掲げるもののほか、準特定地域協議会の運営に関して必要な事項の協議
- (6) 準特定地域協議会の会長は、準特定地域協議会の構成員の中から互選により選任するものとする。

なお、協議会の会長は、学識経験者をもって充てることを基本とし、協議会が別に合意する場合は、その合意によることも差し支えない。
- (7) 準特定地域協議会には、必要に応じ、設置要綱に定めることによって、その運営の事務に関して主導的な役割を担う事務局長その他の運営に必要な役員を置くことができる。
- (8) 準特定地域協議会の役員の任期は、準特定地域協議会の設置要綱に定めることができるものとする。
- (9) 準特定地域協議会は、準特定地域計画の作成後も、準特定地域に指定されている間は定期的を開催するものとする。
- (10) (9)に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、準特定地域協議会を開催することができるものとする。また、準特定地域協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求できるものとするが、準特定協議会の開催の是非は会長が決めるものとする。
- (11) 準特定地域協議会を開催するに当たっては、原則として、開催予定日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- (12) 準特定地域協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

なお、委員の招集が困難である場合等にあつては、準特定地域協議会があらかじめ定める方法により行う判断に基づき、全ての構成員からの意見聴取及び賛否の意向の確認を行うこと並びに議事概要の作成及び公表を行うことを条件として、開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決（以下に掲げるものに限る。）を行うことができるものとし、当該手続を行う場合にあつては、I. 2. (11)の規定について「45日前」とあるのは「10日前」と、I. 4. (6)の規定について「30日前」とあるのは「3日前」と読み替えるものとする。

 - ① 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の2第1項に規定する意見の提出に関する事項
 - ② 施行規則第10条の6第1項に規定する意見の提出に関する事項

- (13) 準特定地域協議会における協議を円滑なものとするため、地方運輸局長は、準特定地域協議会に対して、準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。

なお、地方運輸局長は、運営のために必要な支援を適時適切に行うものとする。

- (14) 準特定地域協議会において協議をするに当たっては、法第8条第1項及び第2項に掲げる各区分ごとの構成員の意見を十分に斟酌することが重要であること、また、円滑な協議の運営を確保する観点から、I. 4. (1) ②及び③の区分に掲げる構成員とそれ以外の区分に掲げる構成員の割合が著しく不均衡とならないよう各区分ごとにおける構成員の発言のあり方等のルールを策定するものとする。

3. 準特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

準特定地域協議会においては、次の(1)～(3)に掲げる事項について、それぞれに定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

準特定地域計画は、準特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるものであり、準特定地域協議会は、準特定地域協議会の設置後直ちに準特定地域計画の作成に着手するものとする。準特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた準特定地域計画に関する事項に十分留意するものとする。

(2) 準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域協議会は、準特定地域計画に定められた事項の円滑な実施のために必要な場合には、当該事業の関係者の連絡調整の場を設けるよう努めるものとする。

② 準特定地域協議会は、準特定地域計画の目標を達成するために必要があると認めるときは、その議決を経て、当該準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対し、必要な協力を要請できるものとする。

(3) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要な協議

準特定地域協議会は、地域の実情に応じて、当該準特定地域協議会の存する準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関し必要となる事項を協議するものとする。

4. 準特定地域協議会の構成員

- (1) 法第8条第1項及び第2項に掲げる者は、それぞれ次に定めるとおりとする。

① 関係地方公共団体の長 準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する地方公共団体の長であって、地域公共交通としてのタクシーの

役割・あり方等に関心を持ち、タクシーを地域公共交通として積極的に活用していく意欲等を示した地方公共団体の長

- ② 一般乗用旅客自動車運送事業者等 法第5条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者等
 - ③ 一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体 準特定地域内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者（法第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者。以下「タクシー事業」という。）が雇用するタクシー事業の事業用自動車（法第2条第9項に規定する事業用自動車。以下「タクシー車両」という。）の運転者（以下「タクシー運転者」という。）が組合員となっている労働組合等のタクシー運転者の組織する団体（以下「労働組合等」という。）
 - ④ 地域住民 例えば自治会、商工会等のタクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者（地域の実情に精通している地方公共団体が推薦する団体又は組織の代表者が望ましい。）
 - ⑤ 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者 鉄道事業者・一般乗合旅客自動車運送事業者等の他の公共交通事業者、ホテル等の宿泊施設管理者等
 - ⑥ 学識経験を有する者 大学教授等の学識経験者
 - ⑦ その他協議会が必要と認める者 タクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で必要と認められる者（例えば、準特定地域協議会の協議事項に関係する行政機関（特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会）及び観光協会等
- (2) 準特定地域協議会は、法第8条第1項に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、同条第2項により構成員として加えた者が任意に脱退することができるものとする。
- (3) 法第8条第1項に掲げる者については、準特定地域において該当する者が存在しない場合を除き、必ず1者は準特定地域協議会に参加していなければならないものとする。
- (4) 準特定地域協議会の構成員については、地域の実情を踏まえて、準特定地域協議会におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的に推進するものとなるよう十分留意するものとする。特に、タクシー運転者の労働条件に関する取組について協議を行う場合には準特定地域協議会が設置される準特定地域を管轄する都道府県労働局又は労働基準監督署、タクシー車両による交通問題に関する協議を行う場合には当該準特定地域を管轄する都道府県公安委員会など、関係行政機関を積極的に構成員として加えるものとする。
- (5) 準特定地域協議会設立後の準特定地域協議会の構成員の変更は、設置要綱の変更を必要とせず、準特定地域協議会会長等（設置要綱に事務局長又

は役員を定める場合においては、事務局長又はその役員。以下同じ。)が把握するものとする。

(6) 準特定地域協議会からの脱退又は準特定地域協議会協議会への加入をしようとする者は、随時、特定地域協議会会長等に申し出るものとする。

ただし、I. 2. (11)に基づき協議会の開催の公表があった場合にあっては、協議会開催予定日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会の構成員として参画できるものとする。

(7) 原則として、準特定地域協議会の構成員となっているタクシー事業者は、自らの意思により、自らが所属する団体(以下「タクシー協会等」という。)に準特定地域協議会における議決権の行使を委任できるものとし、当該委任を受けたタクシー協会等がタクシー事業者に代わって準特定地域協議会に参加できるものとする。

5. 準特定地域協議会の合意形成

(1) 設立準備会は、準特定地域協議会の設置要綱の原案を作成し、準特定地域協議会の設立時に法第8条第1項に掲げる者に該当する構成員の承認を得るものとする。承認の方法は、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに留意する観点から以下の方法によるものとする。

① 関係地方公共団体の長が全て承認すること。

② 設置要綱を承認するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

③ 設置要綱を承認するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、準特定地域協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が承認すること。

⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が承認すること。

(2) 準特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、準特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。

(3) 設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。

(4) 設置要綱に定める準特定地域協議会の議決方法は、(1)を参考にしつつ、準特定地域協議会運営の公平性と準特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないことに十分留意するものとする。

(5) 準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、準特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

(6) 準特定地域計画の作成に当たっては、法第9条第4項の規定により、そ

の作成に係る合意をした準特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であるものでなければならないことに留意するものとする。

II. 特定地域における協議会

1. 協議会の目的

特定地域の協議会（以下「特定地域協議会」という。）は、特定地域計画の作成、当該特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる取組の協議を行うために設置するものとする。特定地域協議会は、特定地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにすることは当然のこと、産業としての健全性、労働者の生活の確保、地域社会への貢献等の視点も含め、タクシーがすべての関係者にとって望ましい姿となるよう努めるものとする。

2. 特定地域協議会の設置及び運営

- (1) 特定地域協議会は、1つの特定地域につき、1つ設置するものとする。
- (2) 当該地域が法第3条第1項の規定により特定地域に指定された時点をもって、準特定地域協議会を法第8条第1項の規定により組織された特定地域協議会としてみなす。
- (3) 特定地域協議会は、準特定協議会において定めた設置要綱が特定地域協議会の設置要綱として適正なものか見直しを行うものとし、見直しに当たっては、特に以下の点に留意するものとする。
 - ① 協議会における実施事項（協議事項の見直し）
 - ② 協議会の運営（議決方法の見直し等）
- (4) I. 2. (6)～(14)（(12)①を除く）までの規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域」とあるのは、「特定地域」と読み替えて準用する。

3. 特定地域協議会の協議を行うに当たっての具体的な指針

特定地域協議会においては、次の(1)～(2)に掲げる事項について、それぞれ次に定める事項に留意しつつ、具体的に実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組や供給輸送力の削減を定めるものであり、特定地域協議会は、特定地域協議会の設置後直ちに特定地域計画の作成に着手するものとする。

なお、特定地域計画の作成に当たっては、基本方針に定められた特定地

域計画に関する事項に留意するものとし、特に、削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその削減方法等の協議に当たっては、以下の点を十分に考慮するものとする。

- ① 地域の実情に応じて協議会の合意により定める保有車両数ごとのタクシー事業者の区分（大手事業者、中小事業者等）を設定し、当該区分や個人タクシー事業者のカテゴリーに応じて、一律又は一律でない削減率による減車や営業方法の制限となるよう設定するものとする。

なお、一律でない削減率による減車や営業方法の制限の設定を行う場合にあっては、（別添１）の例示を参考とするものとする。

- ② 各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力の設定に当たっては、各タクシー事業者における旧法の施行の日（平成21年10月1日）以降に実施した減車及び休車の実績を勘案するものとする。

なお、特定地域協議会の判断において、旧法の施行の日以前に実施した減車の実績を含め設定することも差し支えないものとする。

- ③ 減車による供給輸送力の削減の設定に当たっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月24日付け国自旅第406号）」Ⅱ. 3.（1）②に定める最低車両数を下回ることがないように考慮するものとし、最低車両数を下回る場合においては、営業方法の制限による供給輸送力の削減とするものとする。

- ④ 営業方法の制限による供給輸送力削減率の算定方法については、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく営業方法の制限に関する取扱いについて（平成26年1月24日付け国自旅第410号）」を参考として、定めるものとする。

なお、各タクシー事業者が削減すべき供給輸送力を協議する際には、特定の曜日等に偏ることにより、利用者利便を損なうことがないように留意するものとする。

- （2）Ⅰ. 3.（2）及び（3）の規定について、「準特定地域計画」とあるのは「特定地域計画」と、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

4. 特定地域協議会の構成員

Ⅰ. 4の規定について、「準特定地域協議会」とあるのは「特定地域協議会」と、「準特定地域」とあるのは「特定地域」と読み替えて準用する。

5. 特定地域協議会の合意形成

- （1）特定地域協議会における議題ごとの議決方法は、特定地域協議会の設置要綱に定めるものとする。
- （2）設置要綱の変更の方法は、当該設置要綱に定める方法によるものとする。
- （3）特定地域協議会の議決の方法は、次の①及び②を参考にしつつ、特定地

域協議会運営の公平と特定地域協議会の構成員の多様性を損なわないよう十分に留意するものとする。

① 設置要綱の合意に関する議決

- i) 地方公共団体の長の全てが合意すること。
- ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、特定地域協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iii) 合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- iv) 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
- v) 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
- vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。

② 特定地域計画の合意に関する議決

- i) II. 5. (3) ① i) 及びiii) からv) までの掲げる要件を満たしていること。
 - ii) 合意するタクシー事業者が特定地域内に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の台数の総台数の3分の2以上であること。
 - iii) II. 3. (1) ①において設定する区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - iv) 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - v) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意すること。
 - vi) 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち特定地域計画に定める活性化措置に係る事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を効果的かつ円滑に推進するため、特定地域協議会の議決は限りなく全会一致に近い形で行われることが望ましく、そのための調整が積極的に行われるものとする。

III. その他

- 1. 協議会は、準特定地域計画又は特定地域計画を作成するに当たっては、「特定地域計画の認可基準(平成26年1月24日付け国自旅第402号)2の認可方針に適合するものでないことに留意するものとする。
- 2. 協議会は、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の

計画との整合性の確保を図るため、必要に応じ道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく地域公共交通会議又は運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会等の地域の移動手段のあり方を協議する協議体との連携を行うものとする。

附 則

本通達は、平成26年1月27日から施行する。

(別添：準特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（準特定地域）の関係者の自主的な取組を中心として、当該準特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる準特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 準特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる準特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 準特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める準特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 準特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② （地域の実情に応じて、必要となる事項を列記）

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第12項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会の開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は○年とする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は○年とする。
- 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合 第4条第1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 準特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 準特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該準特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 準特定地域協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち準特定地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 12 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前（地域の実情に応じて、必要となる日数を記入）までにその旨を公表するものとする。

13 協議会は原則として公開とする。

(第14項は必要に応じて記載する)

14 会長は、次に掲げる事項に限り、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の決議に代えることができる。

なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあっては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第12項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(1) 新規許可、営業区域の設定又は増車に係る意見聴取に関する意見書の提出の議決

(2) 公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の議決

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

(別添：特定地域)

〇〇協議会設置要綱（モデル要綱）

制定平成〇〇年〇〇月〇〇日

(目的)

第1条 〇〇協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）の規定に基づき、△△（特定地域）の関係者の合意に基づいて、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（法第2条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる特定地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 特定地域計画の作成

(2) 次に掲げる特定地域計画の実施に係る連絡調整

① 特定地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

② 特定地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める特定地域計画の実施に係る連絡調整

(3) 特定地域のタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

① 協議会の運営方法

② (地域の実情に応じて、必要となる事項を列記)

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次の区分にそれぞれ掲げる者とする（括弧内は例）。

- (1) ○○都道府県知事・○○市町村長又はそれらの指名する者
- (2) タクシー事業者等（一般社団法人○○都道府県タクシー協会、○○株式会社）
- (3) 労働組合等（○○労働組合○○都道府県支部）
- (4) 地域住民の代表（○○自治会長又は○○商工会長）
- (5) 鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設管理者等（○○株式会社）
- (6) 学識経験者（○○大学教授○○）
- (7) ○○都道府県労働局又は○○労働基準監督署
- (8) ○○都道府県公安委員会
- (9) （その他協議会が必要と認める者を列記）

2 協議会は、前項の(1)～(4)の区分に掲げる者が任意に加入し、又は脱退することができるものとし、かつ、前項の(5)～(9)の区分に掲げる者が任意に脱退できるものとする。

3 協会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、会長等（事務局長又は役員を置く場合は、事務局長又はその役員。以下同じ。）に申し出をするものとする。

ただし、第5条第13項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

4 協議会の構成員の把握は会長等が行うものとし、協議会の場において一覧表形式等により示すものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議の場を総括する。
- 3 会長の任期は○年とする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会に事務局長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 6 事務局長は、協議会の運営に関する事務を総括する。
- 7 事務局長の任期は○年とする。
- 8 各区分毎の構成員の発言時間の配分は、協議会の開催予定時間の15%を上限として会長が割り振るものとする。
- 9 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員を選出を議決する場合 第4条1項(2)及び(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、その他の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、議決権の過半数に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもっ

て行う。

- ① 関係地方公共団体の長が全て合意すること。
 - ② 設置要綱の変更について合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意するタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
 - ④ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑤ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意すること。
- (3) 特定地域計画の作成を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① (2)①及び③から⑤までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 特定地域計画の作成に合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の3分の2以上であること。
 - ③ タクシー事業者の区分ごとに、合意するタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ④ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意すること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員（関係行政機関を除く。）の過半数が合意すること。
 - ⑥ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意すること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
- ① 会長及び事務局長が合意すること。
 - ② 合意するタクシー事業者が準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該準特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計の過半数であること。
 - ③ ①及び②以外の構成員において、第4条第1項(3)に掲げる構成員はその区分毎に1個の議決権を、それ以外の構成員については各自1個の議決権を与えるものとし、過半数が合意すること。
- 10 前項(3)③に掲げるタクシー事業者の区分は、次のとおりとする。
- (1) 大手事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以上
 - (2) 中小事業者 特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の合計が〇両以

上

(3) 個人タクシー事業者

- 11 協議会は、〇ヶ月ごとを目安として開催することとする。
- 12 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとするが、協議会開催の是非は会長が決めるものとする。
- 13 会長は、協議会を開催するに当たり、原則として協議会開催日の45日前までにその旨を公表するものとする。
- 14 協議会は原則として公開とする。
(第15項は必要に応じて記載する)
- 15 会長は、公定幅運賃に係る意見聴取に関する意見書の提出について、やむを得ない事由により協議会を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見の聴取及び賛否を確認し、その結果をもって協議会の議決に代えることができる。
なお、本規定に基づく取扱いを行う場合にあつては、第4条第3項中の「30日前」とあるのは「3日前」とし、第5条第13項中の「45日前」とあるのは「10日前」とする。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定地域計画に記載する供給輸送力の削減パターン（例示）

《パターン1》

- 最低車両数を基準とし、最低車両数以上の事業者と最低車両数以下及び個人事業者で区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・最低車両数以上の事業者は、X%の減車
 - ・最低車両数以下及び個人事業者は、X%又はY%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン2》

- 車両規模等による区分をせずに全ての事業者において、一律に営業方法の制限により供給輸送力を削減する場合
 - ・全ての事業者が、一律X%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン3》

- 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、Y%の減車
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、Y%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

《パターン4》

- 地域の実情に応じた保有車両数により、大手事業者・中小事業者・最低車両数以下及び個人事業者に区分して供給輸送力の削減を決める場合
 - ・大手事業者は、X%の減車
 - ・中小事業者は、〇両の減車 + Z%の減車に相当する営業方法の制限
 - ・最低車両数以下の事業者及び個人事業者は、X%の又はZ%の減車に相当する営業方法の制限

	大手事業者	中小事業者	個人事業者
パターン1	最低保有車両数以上の事業者 X%減車		最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はY%相当の営業方法の制限
パターン2		全ての事業者 一律X%相当の営業方法の制限	
パターン3	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 Y%減車	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限
パターン4	〇〇〇両以上の事業者 X%減車	〇〇両以上の事業者 〇両の減車 + Y%相当の営業方法の制限	最低保有車両数以下の事業者・個人事業者 X%又はZ%相当の営業方法の制限

公定幅運賃制度について

供給過剰状態である特定地域及びそのおそれがある準特定地域においては、タクシー事業者間における過度な競争の一環として、過度な運賃値下げ競争が発生し、タクシー事業者において、これによる収益基盤の更なる悪化、収益基盤の悪化を通じた歩合制賃金に伴う賃金の減少、この運転者の労働条件の悪化による輸送の安全性・サービス水準の低下等が想定されるとともに、このような負の流れが循環することも懸念されます。

公定幅運賃制度は、これを未然に防止するため、国土交通大臣が、協議会の意見を聴いた上で、タクシー事業の適正な原価を償うこと、不当な競争が生じないこと等の基準に従って、特定地域及び準特定地域における公定幅運賃を指定するとともに、公定幅運賃の範囲外に運賃を定めているタクシー事業者等に対して公定幅運賃の範囲内への運賃変更命令を可能とする制度です。

公定幅運賃の対象及びその設定方法について

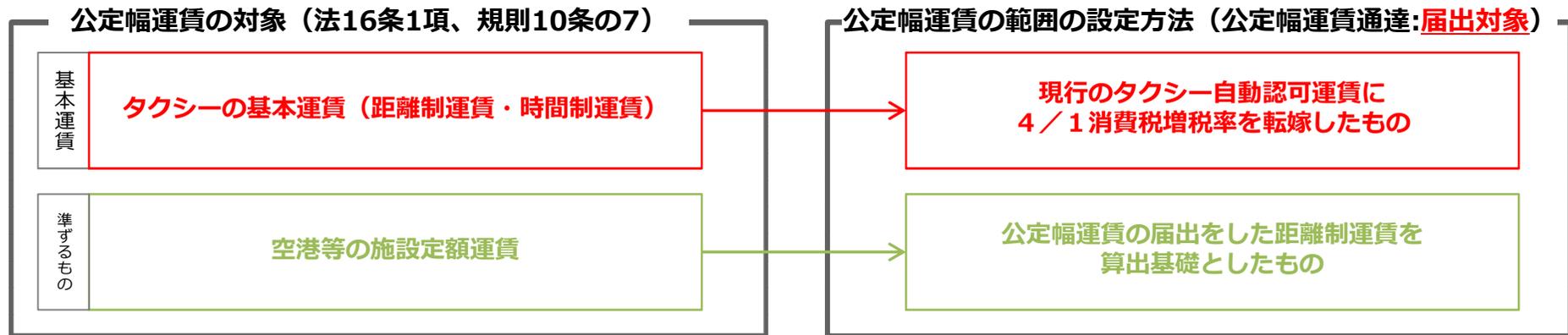
1. タクシーの基本運賃（距離制運賃・時間制運賃）

現行のタクシーの自動認可運賃額に108/105（平成26年4月の消費税の引き上げ率）を乗じることが基本として、事業収入全体として108/105の範囲内で調整するという方法により消費税を転嫁したものを公定幅運賃として設定。

2. 定額運賃

空港等と一定のエリア間の運送において、最短経路による運送に適用される距離制運賃（時間距離併用制における時間加算を行わないもの。以下同じ。）により算出し、事前に定額を定めて運送の引き受けを行う場合の運賃（定額運賃）について、最短経路による運送に適用する距離制運賃を公定幅運賃で届け出た距離制運賃としたものを公定幅運賃として設定。

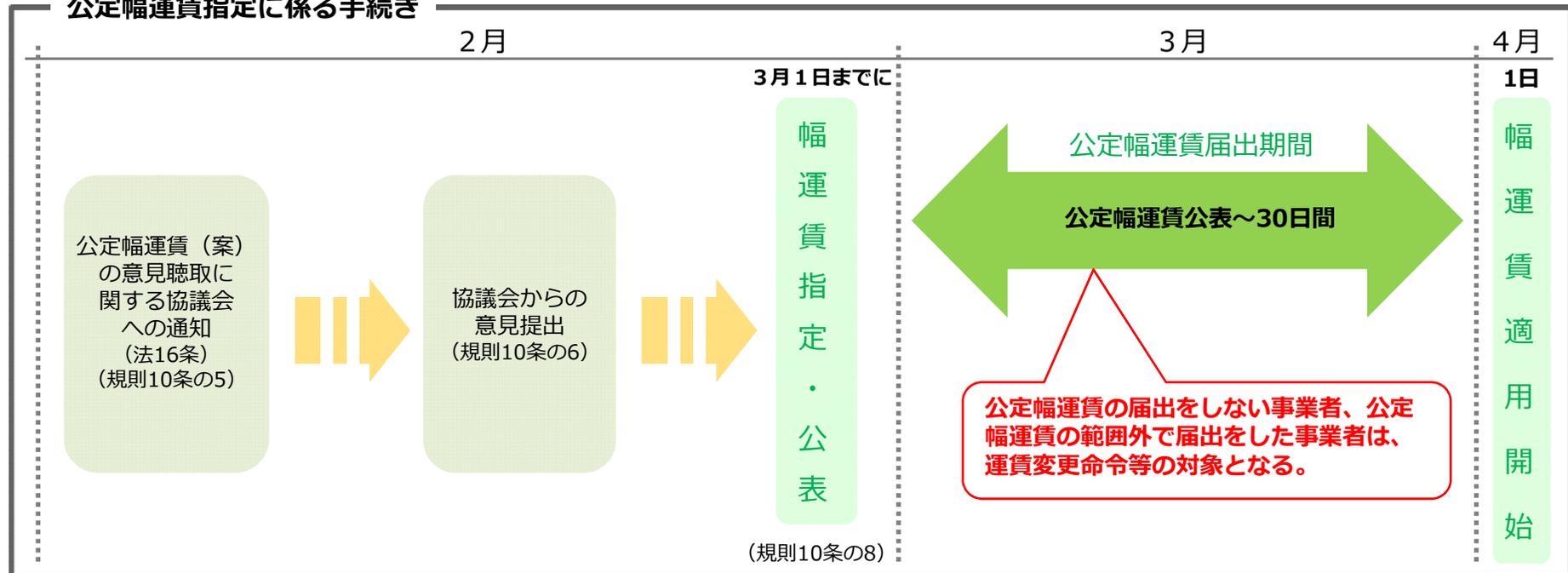
公定幅運賃制度について②



割引運賃の取扱い（公定幅運賃通達）

- 「割引運賃」は、原則として特措法の規制を受けない（運送法の規制は受ける）が、原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内でない割引運賃は、基本運賃又は基本運賃に準ずるものとして取扱うため、運賃の変更命令の対象となる。

公定幅運賃指定に係る手続き



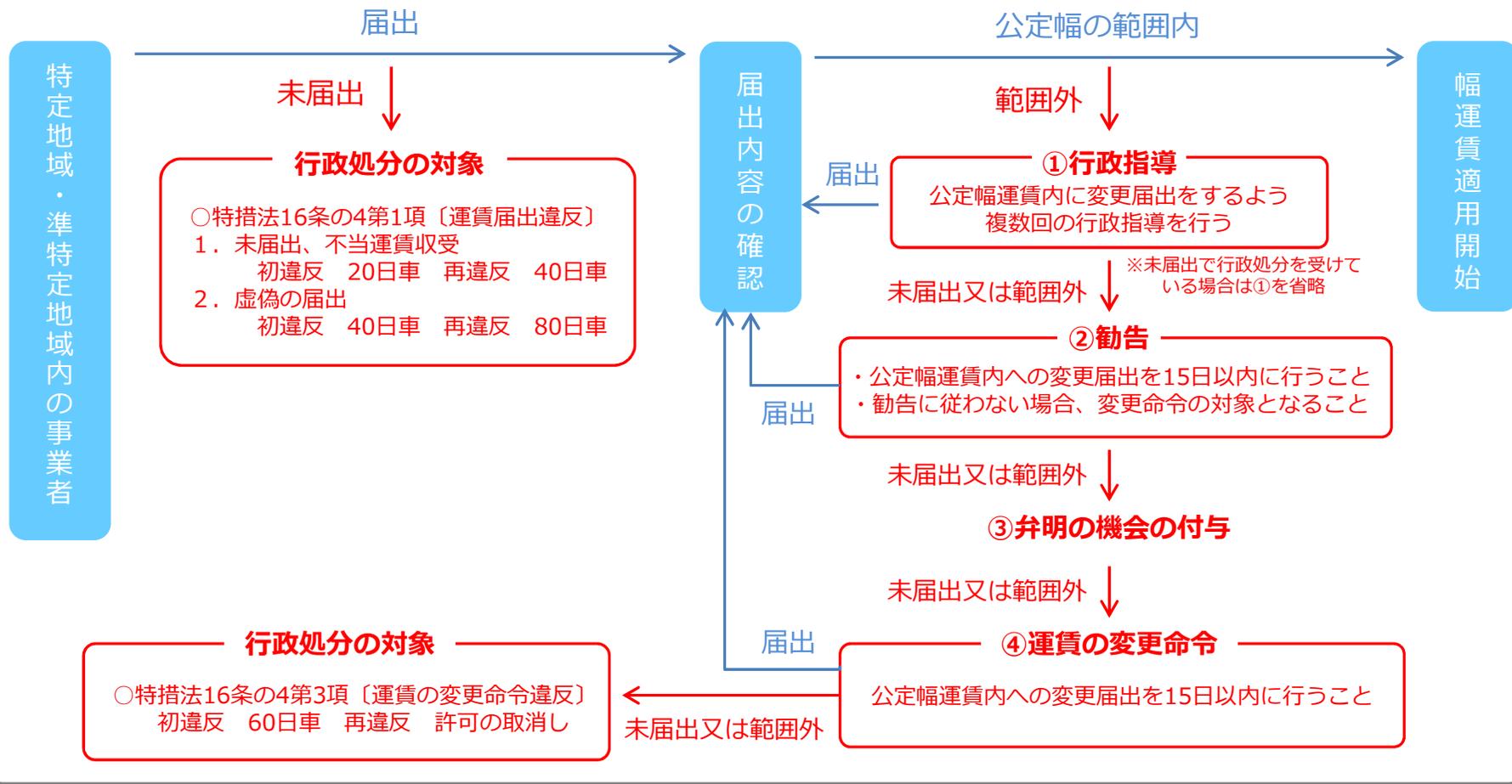
運賃変更命令等について

命令が発動される場合

◆ 次のいずれかに該当する場合

- ① タクシー → 指定する公定幅運賃の範囲内でない場合
- ② 定額運賃 → 算出基礎が、届出をした公定幅運賃の距離制運賃ではない場合
- ③ 割引運賃 → 原価計算対象事業者の総利用者の2分の1以上の利用者が対象となり、かつ、公定幅運賃の範囲内でないもの

運賃変更命令等に係る手続き



公 示

公定幅運賃の範囲の指定方法等について

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号。以下「法」という。）第16条第1項に基づく運賃の範囲の指定方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成26年1月27日

関東運輸局長 原 喜信

記

1. 公定幅運賃の範囲を指定する基本運賃

タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「タク特法」という。）第2条第1項に定めるタクシー）の運賃及びハイヤー（タク特法第2条第2項に定めるハイヤーのうち、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成26年国土交通省告示第56号）」第2条第3号に定めるものを除く。以下同じ。）の運賃のうち、以下の基本運賃について公定幅運賃（法第16条第1項に基づき、国土交通大臣が指定又は変更する運賃。以下同じ。）の範囲を指定するものとする。なお、福祉輸送サービスに係る運賃については、範囲を指定しない。

（1）タクシーに係る基本運賃

① 距離制運賃（時間距離併用制を含む。）

距離制運賃とは、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について（平成14年1月17日付け公示。以下「運賃制度公示」という。）」1.（1）イに定める距離制運賃をいう。

距離制運賃の適用方法については、運賃制度公示1.（3）イ①②③④⑤及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」及び「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」の細部取扱いについて（平成14年1月25日付け国自旅第1

58号。以下「細部取扱通達」という。）」1. (1) によることとする。

② 時間制運賃

時間制運賃とは、運賃制度公示1. (1) ロに定める時間制運賃（その他、関東運輸局長が別途定めるものを含む。）をいう。

時間制運賃の適用方法については、運賃制度公示1. (4) イ②（ただし書きを除く。）③によることとする。

ただし、地域の実情に応じて、初乗時間を30分単位、初乗及び加算運賃額を10円単位とすることができることとする。

(2) ハイヤーに係る基本運賃

(1) に同じ（運賃制度公示1. (4) イ④の取扱いを行うものを含む。）

2. 割引運賃及び定額運賃の取扱い

(1) 割引運賃

運賃制度公示1. (3) ニ又は1. (4) ハ②に定める遠距離割引又は営業的割引が適用された基本運賃（以下「割引運賃」という。）のうち、3. (1) ②で選定する原価計算対象事業者の総利用者数の二分の一以上の利用者が対象となるものは、基本運賃又は基本運賃に準ずる運賃に該当するものとして取扱い、このような割引運賃のうち、公定幅運賃の範囲内にはないものは、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第3項に基づく運賃の変更命令について（平成26年1月27日付け公示。以下「運賃変更命令公示」という。）」に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、このような割引運賃以外の割引運賃については、公定幅運賃制度の対象とはならず、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）第9条の3第1項に基づき、関東運輸局長の認可を受けなければならない。

(2) 定額運賃

運賃制度公示1. (5) に定める定額運賃とする。ただし、運賃制度公示1. (1) ハに定める定額運賃の額は、当該定額運賃を定める定額運賃適用施設（特定の空港、鉄道駅、各種集客施設（公的医療機関、博物館、美術館、大規模テーマパーク（遊戯施設））等恒常的に相当数の不特定多数の集客が見込まれる施設と認められるものをいう。以下同じ。）から他の適用施設又は一定のエリア内への最短経路による運送に適用される、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によるものとし、これを設定する場合にあっては、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。また、当該基本運賃については時間距離併用制運賃において時間加算を行わない距離制運賃とする。

このため、定額運賃は、基本運賃に準ずる運賃に該当することから、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃の額によらない定額運賃は、運賃変更命令公示に定める運賃の変更命令の対象となる。

なお、運送法第9条の3第1項の認可を受けている定額運賃については、公定幅運賃の範囲内で届け出られた基本運賃に基づき改めて設定した上で、関東運輸局長に届け出ることが必要となる。

3. 公定幅運賃の設定方法

公定幅運賃の設定方法は、以下のとおりとする。

(1) タクシーに係る公定幅運賃

① 標準能率事業者の選定

法第16条第2項第1号に定める「能率的な経営を行う標準的な一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「標準能率事業者」という。）」の選定は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について（平成14年1月17日付け公示。以下「審査基準」という。）」別紙1第1に定める基準に基づき行う。

② 運賃原価（適正利潤を含む。）の算定

①で選定した標準能率事業者のなかから、審査基準別紙2第1の基準に基づき、「原価計算対象事業者」の選定を行い、同審査基準別紙2第2～第4、第6に基づき（人件費については、「一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の取扱いについて（平成19年4月9日付け公示。以下「査定方針公示」という。）」1.（1）に基づき）、運賃原価を算定する。

③ 公定幅運賃の範囲の設定

【上限運賃】

②で算定した運賃原価をもとに、審査基準別紙2第5、第7～第10、別添2、及び査定方針公示1（2）に基づき算定した額を上限運賃として設定する。

【下限運賃】

②で算定した運賃原価を、審査基準別表1により区分し、同審査基準別紙3の1.（1）及び2.（1）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基づく所要の修正を行った額を、下限運賃として設定する。

④ 公定幅運賃の範囲内の設定

③で設定した上限運賃と下限運賃の範囲内において、審査基準別紙3の1.（2）及び2.（2）に基づき算定し、査定方針公示3（2）に基

づく所要の修正を行った運賃額等を設定する。

⑤ 車種区分

公定幅運賃は、運賃制度公示 3. の区分に基づく車種区分ごとに設定する。

⑥ 初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定

初乗距離を短縮する距離制運賃又は初乗時間若しくは加算時間を短縮する時間制運賃について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の6第1項に定める意見書（以下「意見書」という。）において、公定幅運賃として指定を求める意見がなされた場合は、運賃制度公示 1.（3）イ⑥及び（4）イ②のただし書き、審査基準別紙 4 第 4 の 1. 及び 2. に基づき、公定幅運賃として設定する。

（2）ハイヤーに係る公定幅運賃

ハイヤーに係る公定幅運賃は、（1）で定める下限運賃以上とする。

4. タクシーに係る公定幅運賃の指定方法等

法第3条第1項に基づき特定地域又は法第3条の2第1項に基づき準特定地域（以下「特定地域等」という。）を指定した際は、以下の要領に基づき公定幅運賃の範囲の指定及び公表を行うこととする。

（1）事案の公示

施行規則第11条の2に基づき、必要に応じ、公定幅運賃の指定に係る事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

（2）協議会への通知

法第8条第1項に基づき協議会（以下「協議会」という。）が設置されている特定地域等にあつては、当該協議会に対し、施行規則第10条の5第2項に基づき、原則15日の提出期限を付して、施行規則第10条の5第1項に基づく通知（以下「通知」という。）を行い、指定しようとする公定幅運賃について、協議会の意見を聴くこととする。ただし、法第16条第3項に該当する特定地域等はこの限りではない。

（3）公定幅運賃の指定

協議会から、意見書の提出がなされた場合又は通知に付した提出期限を経過した場合、公定幅運賃の指定に係る作業を開始することとする。

公定幅運賃の指定は、以下の方法に基づき行うこととする。

- ① 公定幅運賃の範囲の指定にあたっては、当該範囲を指定する趣旨が運送法第9条の3第2項に基づく認可基準の趣旨と合致していることに加え、地域指定において新たに運賃原価等を見直す必要性が乏しいこと等を勘案し、従来から審査基準に基づいて設定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。
- ② 特定地域等の指定前に運賃改定申請がなされており、運賃改定（消費税率引き上げに伴う運賃改定を含む。）が、特定地域等の指定と同時又は指定直後に行われる場合においても、①の趣旨を勘案し、改定された自動認可運賃の範囲を、公定幅運賃の範囲として指定することとする。
なお、この場合は、指定しようとする公定幅運賃を「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定事案の取扱いについて（平成23年4月25日付け国自旅第41号。以下「改定事案取扱通達」という。）」に基づき、本省に送付することとする。
- ③ 意見書において、3.（1）⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて指定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

（4）公定幅運賃の公表

（2）の作業終了後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則として公表日の30日後とする。

5. タクシーに係る公定幅運賃の変更方法

タクシーに係る公定幅運賃の変更方法は、以下の要領によることとする。

（1）公定幅運賃の変更手続きの開始

以下の（ア）又は（イ）いずれかの基準を満たす場合、公定幅運賃の変更手続きを開始することとする。

- （ア） 審査基準1. に定める運賃適用地域（以下「運賃適用地域」という。）に属する全ての営業区域が、特定地域等に指定されている場合

当該運賃適用地域に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出され、かつ、原則として最初の要請があったときから3ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(イ) 運賃適用地域に属する一部の営業区域が、特定地域等に指定されている場合

以下の(a)・(b)のいずれか又は両方において、原則として、最初の要請書又は申請書の提出があったときから3ヶ月の期間の間に、(a)における要請書を提出した事業者と、(b)における申請書を提出した事業者との合計車両数が、当該運賃適用地域における法人タクシー事業者全体車両数の7割以上となること。

(a) 当該運賃適用地域(特定地域等)に営業区域を有する法人タクシー事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出されること。

(b) 当該運賃適用地域(特定地域等を除く。)にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から、審査基準に基づく運賃改定申請がなされること。

この場合、特定地域等と特定地域等以外の営業区域との両方に営業区域を有する法人タクシー事業者については、申請書のみで足ることとし、車両数の計上においても、重複計上は行わないようにすることとする。

また、既に運賃改定の申請書が提出されている地域において、特定地域等の指定がなされた場合、特定地域等にのみ営業区域を有する法人タクシー事業者から提出された申請書については、要請書として取扱うこと。

なお、要請書又は申請書の取り下げがなされた際の取扱いは、審査基準2.(2)に準ずるものとし、これにより公定幅運賃の変更手続きの開始に至らなかった場合又は変更の手続きが中止となった場合は、(イ)(b)の申請書は、運送法第9条の3第2項第1号の規定に適合しないものとして却下処分を行うものとする。

(2) 公定幅運賃変更の要否の判定

(1)の要件を満たすことを前提に、以下の要件を満たす場合、公定幅運賃の変更を行う必要があるものとする。

特定地域等であるか否かに関わらず、当該運賃適用地域の内から、3(1)①で選定する標準能率事業者について、審査基準別紙1第2の要領で算出した、実績年度又は実績年度の翌年度の適正利潤を含む加重平均収支率のいずれかが100%以下であること。

ただし、特定地域等においては、同審査基準別紙1第1における「改定申請事業者」とあるのを「特定地域等に存する事業者」と読み替えることとする。

る。

(3) 協議会への通知

(2) の要件を満たした場合、協議会が設置されている場合は、公定幅運賃を変更する旨を協議会に通知し、意見を聴くものとする。

(4) 意見の聴取

公定幅運賃の変更が必要と認められる場合は、施行規則第11条の2に基づき、当該事案を公示することとする。

事案公示後10日以内に、施行規則第11条の3第3号に定める利害関係人から、施行規則第11条の4に基づく申請がなされた場合は、法第18条の3第2項に基づき意見の聴取を行うこととする。

なお、(1)(イ)の場合、運送法第89条の意見の聴取と同時に行っても差し支えない。

(5) 公定幅運賃の設定及び指定

公定幅運賃の変更にあたっては、3.(1)③④の運賃を、公定幅運賃として設定する。この際、意見書において、初乗距離や車種区分の見直し等の意見がなされた場合は、見直しの是非を十分に検討したうえで、判断することとする。

また、意見書において、3.(1)⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合は、当該運賃も併せて設定することとする。ただし、当該運賃を適用するかどうかは事業者の判断による。

この設定された運賃を、改定事案取扱通達に基づき本省に送付し、本省における所定の手続き終了後、当該運賃を、公定幅運賃として指定することとする。

(6) 公定幅運賃の公表

(5) の指定後、速やかに公定幅運賃を公示することとする。この際、適用日も同時に公示することとする。適用日は、原則公表日の30日後とする。

(7) その他

- ・(2) の作業を行うにあたっては、必要に応じ、特定地域等における事業者に対しては法第16条の2に基づくとともに、特定地域等以外の地域の事業者に対しては道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令75号）第10条の3第2項に基づき、原価計算書その他公定幅運賃の算定に必要な書類の報告を求めることとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、事業者から、公定幅運賃の変更を求める旨の要請書が提出された後、準特定地域の指定が解除された場合には、運賃改定申請受付期間を指定解除の日から3ヶ月間延長するものとする。
- ・(1)(イ) の場合であって、公定幅運賃を変更する場合は、自動認可運

賃も同時に変更を行うこととする。

6. その他

- (1) 事業者から公定幅運賃への届出（（別添）正副控3部提出）がなされた際は、記載内容を確認後、受付印を押印し、1部を事業者控えとして返却すること。
- (2) 届出書に記載する実施日は、公定幅の運賃の適用日（新たに当該特定地域等において事業を開始する者にとっては運行開始予定日）を記載するよう指導すること。
- (3) 公定幅運賃の変更等の際には、協議会及び関東運輸局長は、原則審査基準別紙5に基づく情報提供を行うこととする。この場合、同審査基準別紙5において「事業者団体」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。
- (4) 公定幅運賃の適用は、運賃制度公示と同じ適用方法とする。ただし、特定地域等においては、大型車及び特定大型車割増は適用しない。

附 則

本公示は、平成26年1月27日から施行する。

(別添)
平成 年 月 日

関東運輸局長 殿

事業者住所：
事業者名：
代表者：
連絡先：
印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃設定届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を設定したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 設定しようとする運賃を適用する営業区域
注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。
3. 設定しようとする運賃額等
注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制			時 間 制		
	初乗運賃	加算運賃	運賃	初乗運賃	時間(分)	運賃
特定大型車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円
大型車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円
普通車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円
小型車	km	m	円 円	時間(分)	分	円 円

4. 実施日
注) 適用日まで提出する場合は、原則適用日を記載すること。

関東運輸局長 殿

事業者住所：
事業者名：
代表者：
連絡先：
印

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更届

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃を適用する営業区域

注) 営業区域は特定地域及び準特定地域に限る。

3. 変更しようとする運賃額等

注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し記載すること。

種 類 車 種	距 離 制		時 間 制	
	(新)	(旧)	(新)	(旧)
特定大型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円
大型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円
普通車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円
小型車	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 km 円 加算運賃 m 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円	運賃 初乗運賃 時間(分) 円 加算運賃 分 円

4. 変更の場合は、その理由

5. 実施日

注) 適用日までに提出する場合は、原則適用日を記載すること。

改正法附則第2条

この法律の施行の際現に第1条の規定による改正前の特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「旧特定地域特措法」という。）第3条第1項の規定により特定地域として指定されている地域（以下「旧特定地域」という。）については、旧特定地域特措法（これに基づく命令を含む。）の規定は、同項の規定により定められた期間が満了するまでの間（旧特定地域が、第1条の規定による改正後の特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（以下「新特定地域等特措法」という。）第3条第1項の規定により特定地域として指定され、又は新特定地域等特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域として指定されたときは、新特定地域等特措法第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による指定が行われるまでの間。次項において同じ。）、なおその効力を有する。

- 2 旧特定地域については、この法律の施行の際現に旧特定地域特措法第4条第1項の規定により定められている基本方針は、旧特定地域特措法第3条第1項の規定により定められた期間が満了するまでの間、なおその効力を有する。

改正法附則第3条

旧特定地域について、新特定地域特措法第3条第1項の規定により特定地域と指定され、又は新特定地域特措法第3条の2第1項の規定により準特定地域と指定された際現に旧特定地域特措法第8条第1項の規定により組織されている協議会（以下「旧協議会」という。）であって、新特定地域特措法第8条第3項の基準に適合するものは、同条第1項の規定により組織された協議会（以下「新協議会」という。）とみなす。

改正法附則第4条

旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第九条第一項の規定により作成されている地域計画（前条の規定により新協議会とみなされる旧協議会が作成したものに限る。以下「旧地域計画」という。）であって、新特定地域等特措法第四条第一項の規定に基づき定められた基本方針に適合するものは、新特定地域等特措法第九条第一項の規定により作成された準特定地域計画（次条において単に「準特定地域計画」という。）とみなす

改正法附則第5条

旧特定地域について新特定地域等特措法第三条の二第一項の規定により準特定地域として指定された際現に旧特定地域特措法第十一条第一項の規定により作成されている特定事業計画（前条の規定により準特定地域計画とみなされる旧地域計画に係るものに限る。）は、新特定地域等特措法第十一条第一項の規定により作成された活性化事業計画とみなす。

新法第3条（特定地域の指定）

国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰（供給輸送力が輸送需要量に対し過剰であることをいう。以下同じ。）であると認める場合であって、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の次に掲げる状況に照らして、当該地域における供給輸送力の削減をしなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難であるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが特に必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて特定地域として指定することができる。

- (1) 事業用自動車1台当たりの収入の状況
- (2) 法令の違反その他の不適正な運営の状況
- (3) 事業用自動車の運行による事故の発生状況

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定地域を指定した場合において、当該指定の期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 3 国土交通大臣は、特定地域について第2項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。
- 4 第1項の規定による指定、第2項の規定による期限の延長及び前項の規定による指定の解除は、告示によって行う。
- 5 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第1項の規定による指定及び第2項の規定による期限の延長を行うよう要請することができる。
- 6 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第1項の規定による指定及び第2項の規定による期限の延長を行うよう要請することができる。

新法第3条の2（準特定地域の指定）

国土交通大臣は、特定の地域において、一般乗用旅客自動車運送事業が供給過剰となるおそれがあると認める場合であって、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の前条第1項各号に掲げる状況に照らして、当該地域の輸送需要に的確に対応しなければ、一般乗用旅客自動車運送事業の健全な経営を維持し、並びに輸送の安全及び利用者の利便を確保することにより、その地域公共交通としての機能を十分に発揮することができなくなるおそれがあるため、当該地域の関係者の自主的な取組を中心として一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認めるときは、当該特定の地域を、期間を定めて準特定地域として指定することができる。

- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

第4章 協議会

新法第8条

特定地域及び準特定地域において、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者が組織する団体及び地域住民は、次条第1項に規定する特定地域計画の作成及び当該特定地域計画の実施に係る連絡調整並びに第9条第1項に規定する準特定地域計画の作成及び準特定地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地

域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

（1）一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者

（2）学識経験を有する者

（3）その他協議会が必要と認める者

3 協議会は、第1項に規定する者が任意に加入し、又は脱退することができ、かつ、前項の規定に基づき構成員として加えた者が任意に脱退することができるものでなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○国土交通省告示第五十六号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第二条第一項及び第九項、第三条第一項、第三条の二第一項、第十四条の四第一項及び第十五条の二第一項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程を次のように定める。

平成二十六年一月二十四日

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程

（定義）

第一条～第三条（略）

（準特定地域）

第四条 法第三条の二第二項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

地方運輸局長	営業区域	期間
一～二（略）	（略）	（略）
三 関東運輸局長	「特別区・武三交通圏」、「北多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「南多摩交通圏」、「京浜交通圏」、「県央交通圏」、「湘南交通圏」、「小田原交通圏」、「京葉交通圏」、「東葛交通圏」、「千葉交通圏」、「北総交通圏」、「市原交通圏」、「南房交通圏」、「県南中央交通圏」、「県南西部交通圏」、「県北交通圏（埼玉県）」、「県南東部交通圏」、「東毛交通圏」、「中・西毛交通圏」、「水戸県央交通圏」、「県南交通圏（茨城県）」、「県西交通圏」、「県北交通圏（茨城県）」、「宇都宮交通圏」、「県南交通圏（栃木県）」、「塩那交通圏」及び「甲府交通圏」	平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで
四～十（略）	（略）	（略）

第五条（第六條（略））

附則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年一月二十七日から施行する。

2 （略）